

(案)

世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助要綱

令和7年4月1日 7世児第 号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項及び世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第39号）の規定に基づき、区内において同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に対して、当該事業に用いる施設の整備に要する経費の一部を補助することにより、事業の利用を必要とする児童の受入先を確保するとともに、多様なニーズに対応するサービスの提供を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(通則)

第2条 前条に規定する事業用施設の整備に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付については、次に掲げる条例及び規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月世田谷区条例第18号）
- (2) 社会福祉法人社会福祉協議会に対する助成の手続に関する条例（昭和41年12月世田谷区条例第53号）
- (3) 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例（平成6年9月世田谷区条例第36条）
- (4) 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和58年4月世田谷区規則第21号。以下「社福施行規則」という。）
- (5) 社会福祉法人社会福祉協議会に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和53年8月規則第54号。以下「社協施行規則」という）
- (6) 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例施行規則（平成6年9月世田谷区規則第108号。以下「事業団施行規則」という。）
- (7) 世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「交付規則」という。）

(定義)

(案)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国要綱 子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について（こ成事第673号令和6年9月19日）の別紙子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱をいう。
- (2) 都要綱 令和6年度学童クラブ整備費補助要綱（令和6年11月14日付6福祉子家第1536号一部改正）をいう。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表事業の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表要件の欄に定める要件を満たす事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 区長が事業の実施が必要と認める地域（次条において「対象地域」という。）において実施されること。
- (2) 他の助成金、委託料等を受け、又は受けることになっていないこと。
- (3) 政治若しくは宗教的活動又は営利を目的とした活動でないこと。
- (4) 社会的に問題視されており、区が補助金を交付した場合に、その事業等を区が擁護し、又は容認していると誤解を生じるおそれがある事業等でないこと。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業のうち別表事業の欄に掲げるいずれかの事業を行う事業者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 対象地域において、当分の間、継続的かつ安定的に事業を実施するために必要な経験及び経営の実績を有すること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす施設及び設備を確保すること。

ア 専用区画（事業の実施場所において、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画をいう。）において、児童1人につき1.65平方メートル以上の有効面積が確保されていること。

イ 採光、換気その他の児童の保健衛生上の配慮が十分に為されていること。

ウ 台所、便所及び手洗い場が設けられていること。

エ 児童が体調の悪い時などに休憩できるスペースを確保すること。

(案)

オ 2方向以上の避難経路が確保されていること。

(3) 世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例、国要綱、都
要綱若しくは放課後児童健全育成事業の実施について(平成27年5月21日雇児発0521第
8号)の別紙放課後児童健全育成事業実施要綱、東京都学童クラブ事業実施要綱(平成
27年7月27日27福保子家第358号)、都型学童クラブ事業実施要綱(平成22年6月16日
22福保子家第222号)、東京都認証学童クラブ事業実施要綱(令和7年3月27日付6
福祉子家第3201号)又は世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針(令和4年11
月1日4世児第529号)の規定に基づき事業を実施していること。

(4) 次に掲げる非常災害に対する措置を講じていること。

ア 消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けること。

イ 非常災害への具体的な対応計画を定め、これに基づく定期的な訓練を実施すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた設備及び備品を備えていること。

(6) 社会的に問題視されており、区が補助金を交付した場合に、その団体を区が擁護し、
又は容認していると誤解を生じるおそれがある団体でないこと。

(補助対象経費及び交付額)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表事業の欄
に掲げる区分に応じてそれぞれ同表補助対象経費の欄に定める経費のうち、区長が必要
と認めるものとする。

2 補助金の交付額は、別表事業の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表補助基準額の欄
に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、その事業に
係る総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、い
ずれか少ない額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額
とする。

3 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(事前協議及び協定の締結)

第7条 区長は、補助金の交付を受けようとする補助対象者に、区長が別に定める書類を添
付した協議書(第1号様式)を提出させるものとする。

2 区長は、協議書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適
当と認めたときは、当該協議書を提出した補助対象者と補助事業の実施に関する協定を

(案)

締結するものとする。

- 3 区長は、前項の規定による審査に当たっては、あらかじめ世田谷区民設民営放課後児童クラブ運営事業者選定委員会設置要綱（令和5年1月11日4世児第642号）第1条に規定する委員会の意見を聴かなければならない。

（補助金の交付申請）

第8条 区長は、前条第2項の規定により協定の締結をしたときは、当該締結をした補助対象者（以下「申請者」という。）に、区長が別に定める日までに、次に掲げる書類を添付した世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助金交付申請書（第2号様式）を提出させなければならない。

- （1） 世田谷区放課後児童クラブ施設創設費補助金交付申請額事業別内訳書（第2号様式の別紙1）
- （2） 事業計画書（第2号様式の別紙2）
- （3） 初度設備・備品購入計画内訳書（第2号様式の別紙3）
- （4） 収支予算書（第2号様式の別紙4）
- （5） 運営団体等の規約、定款又は履歴事項全部証明書及び役員名簿
- （6） 土地の賃貸借契約書等の写し（土地の賃借料を補助する事業に係る申請の場合に限る。）
- （7） 口座振替依頼書
- （8） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定等）

第9条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することの決定（以下「交付決定」という。）をしたときは決定した内容及びこれに付けた条件を世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助金を交付しないことの決定をしたときはその旨を世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、補助金の交付が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補

(案)

助金の交付を決定してはならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、区長は、別表に定める5 学校110番の設置事業については、当該事業に係る補助金の交付が子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱（平成21年6月11日付21福保子家第112号）5に規定する事業の採択を受けた場合に限り、交付決定をするものとする。

（申請の撤回）

第10条 区長は、交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、当該申請者に、交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に撤回の理由を記した書面を提出させることにより、第8条の規定による交付申請を撤回させることができる。

- 2 前項の規定は、補助事業者が第13条第2項の規定による承認の通知を受けた場合において準用する。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 区長は、交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（概算払）

第12条 区長は、補助事業者が世田谷区会計事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第9号）第86条第1項の規定による概算払（以下「概算払」という。）を希望する場合であって、特別の事情があると認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。

（変更の承認）

- 第13条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助事業者
に、速やかに世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助事業変更等承認申請書（第
5号様式）によりその承認に係る申請をさせなければならない。ただし、当該各号に規
定する変更のうち軽微なものについては、この限りでない。

（1） 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2） 補助事業の内容を変更しようとするとき。

- 2 区長は、前項の申請を承認したときは世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助事業変更等承認通知書（第6号様式）により、これを承認しないときは世田谷区放課後児

(案)

童クラブ施設創設整備費補助事業変更等不承認通知書（第7号様式）により、その旨を補助事業者へに通知するものとする。

- 3 区長は、前項の規定により補助事業の変更を承認したときは、交付決定した補助金の額を変更することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第14条 区長は、補助事業者が補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、当該補助事業者へ、その6月前までに世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助事業中止（廃止）承認申請書（第8号様式）によりその承認に係る申請をさせなければならない。

- 2 区長は、前項の申請を承認したときは世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助事業中止（廃止）承認通知書（第9号様式）により、これを承認しないときは世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助事業中止（廃止）不承認通知書（第10号様式）により、その旨を補助事業者へに通知するものとする。

- 3 区長は、前項の規定により補助事業の中止又は廃止（補助事業者の責に帰すべき事由によるものを除く。）を承認したときは、交付決定した補助金の額を変更することができる。

（報告聴取、助言及び指導）

第15条 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、次に掲げる事項について報告を求め、又は助言若しくは指導を行うものとする。

- （1） 放課後児童クラブの施設整備及び経理の状況等に関する事項
- （2） 事故の発生要因、関係者の過失の有無等に関する事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（実地検査）

第16条 区長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者への通知後、実地の検査（以下「実地検査」という。）を行うものとする。

- 2 実地検査は、複数の職員により行い、必要に応じて、当該職員に児童指導の職務に従事する職員その他の事業に関する専門的な知識経験を有する職員を含めるものとする。
- 3 区長は、実地検査により把握した補助事業の実態、実地検査に伴い行った指導の内容その他の必要な事項を記録しなければならない。

（遂行命令等）

第17条 区長は、補助事業者が実地検査に伴い行った指導に従わないときは、当該補助事業

(案)

者に対し、世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助事業是正命令通知書（第11号様式）により、当該指導に係る所要の措置をとるべきことを命ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、緊急の必要があると認めるときは、実地検査を経ることなく、補助事業者に対し、速やかに所要の措置を行うべきことを命ずるものとする。
- 3 区長は、補助事業者が第1項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対して、世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助事業停止命令通知書（第12号様式）により補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 4 前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が当該改善勧告に係る所要の改善を指定する期日までにとらないときは、第23条第1項の規定により当該補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消す旨を明らかにしなければならない。

（実績報告）

第18条 区長は、交付決定に係る補助事業が完了したとき（第14条第2項の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は交付決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業者に、次に掲げる書類を添付した世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助事業実績報告書（第13号様式。以下「実績報告書」という。）により、当該年度に係る実績の報告をさせなければならない。

- （1） 実績事業別内訳書（第13号様式の別紙1）
- （2） 初度設備・備品購入内訳書（第13号様式の別紙2）
- （3） 収支決算書（第13号様式の別紙3）
- （4） 工事請負契約書の写し
- （5） 補助対象事業に係る支払額が確認できる書類
- （6） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

- 2 区長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び実地検査を行い、必要があると認めたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査することができる。

（是正処置）

第19条 前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合さ

(案)

せるための処置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 区長は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者に、実績報告書によりその結果を報告させなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第20条 区長は、前2条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付額を確定し、その内容を世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助金額確定通知書（第14号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による審査を行うに当たり、必要と認めるときは、実地検査を行い、及び関係書類の提出を求めることができる。

- 3 第1項の規定により補助金の額を確定した場合において、当該額が交付決定額（交付決定に基づく補助金の交付額又は第13条第2項の規定による変更承認に基づく補助金の交付額をいう。以下同じ。）を上回るときは、確定した補助金の交付額と交付決定額との差額について、第1項に規定する通知をもって補助金の追加交付を決定したものとする。

(補助金の請求及び支払)

第21条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付額の確定の通知をしたとき（第12条の規定により、概算払により補助金を交付する場合にあっては、交付決定の通知をしたとき）は、当該通知を受けた補助事業者へ、世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助金交付請求書（第15号様式）により、速やかに補助金の交付を請求させるものとする。

- 2 区長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金を支払うものとする。
- 3 前2項の規定は、前条第3項の規定により補助金の追加交付を決定した場合について準用する。

(補助金の精算)

第22条 区長は、概算払により補助金を交付した場合において、第20条第1項の規定による確定の通知をしたときは、当該通知を受けた補助事業者へ、世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助金精算書（第16号様式）を提出させ、補助金の精算をさせなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第23条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の

(案)

全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 実績報告書により報告された補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が著しく第8条の規定による交付申請の内容を下回るとき。
- (4) 第7条第2項の規定により締結した協定の内容、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (5) 実績報告の際、故意に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。
- (6) 補助事業の中止又は廃止（補助事業者の責に帰すべき事由によるものに限る。）をしたとき。
- (7) 補助事業に関し、他の助成金、委託料等を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。
- (8) 補助金の交付に係る放課後児童クラブについて、継続的かつ安定的な運営ができていないと区長が認めるとき。
- (9) 補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、区長が必要と認めるとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、その内容を世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助金交付決定取消通知書（第17号様式）により当該補助事業者に速やかに通知しなければならない。

4 前3項の規定は、第20条第1項の規定により補助金の額が確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第24条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に対し、世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助金返還命令通知書（第18号様式）により期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

(案)

(1) 前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付が行われているとき。

(2) 第20条第1項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金の交付が行われているとき。

2 前項の規定は、区長が第14条第2項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認をした場合に準用する。

(違約加算金及び延滞金)

第25条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき(第23条第1項第3号の規定により交付決定を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときを除く。)は、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第26条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第27条 第25条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命

(案)

じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第28条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(消費税に係る仕入控除の報告)

第29条 区長は、補助事業の完了後に行う消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除が確定したときは、補助事業者は、世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第19号様式)によりその内容を報告させなければならない。この場合において、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の1の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告させるものとする。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合には、当該報告をした補助事業者は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付を求めることができるものとする。

(財産の処分の制限)

第30条 区長は、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具その他の財産(以下この条において「財産」という。)の処分(補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、若しくは廃棄することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、当該補助事業者は世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助金財産処分承認申請書(第20号様式)によりあらかじめその処分に係る承認の申請をさせなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間(次条第3項において「処分制限期間」という。)を経過する日を経過した場合は、この限りでない。

(案)

- 2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、財産の処分を承認するときは、その旨及び承認の条件を世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助金財産処分承認書（第21号様式）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。
- 3 区長は、財産の処分により収入があった場合において、必要と認めるときは、補助事業者に、既に交付した補助金の一部又は全部を返還させるものとする。
- 4 区長は、財産については、補助事業者に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らせなければならない。

(書類の保存)

第31条 区長は、補助金交付台帳を作成し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 区長は、補助事業者に補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を作成させるとともに、歳入及び歳出についての証拠書類を整理し、これらの書類（次項において「書類」という。）を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管させるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第1項に規定する財産がある場合は、補助事業者に、書類を当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管させるものとする。

(委任)

第32条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、子ども・若者部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年〇月〇日から施行する。
(社会福祉法人等を補助事業者とする場合の読替え)
- 2 社会福祉法人（社会福祉法人社会福祉協議会及び社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を除く。）を補助事業者とする場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条	世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助金交付申請書（第2	補助金交付・貸付金貸付申請書（社福施行規則第1号様式）
-----	--------------------------------	-----------------------------

(案)

	号様式)	
第9条第1項	世田谷区放課後児童クラブ施設創 設整備費補助金交付決定通知書 (第3号様式)	補助金交付・貸付金貸付可否決定 通知書(社福施行規則第3号様 式)
	世田谷区放課後児童クラブ施設創 設整備費補助金不交付決定通知書 (第4号様式)	
第17条第1項	世田谷区放課後児童クラブ施設創 設整備費補助事業是正命令通知書 (第11号様式)	助成事業遂行命令通知書(社福施 行規則別記第5号様式)
第17条第3項	世田谷区放課後児童クラブ施設創 設整備費補助事業停止命令通知書 (第12号様式)	助成事業停止命令通知書(社福施 行規則別記第6号様式)
第18条第1項	世田谷区放課後児童クラブ施設創 設整備費補助事業実績報告書(第 13号様式。以下「実績報告書」と いう。)	補助事業実績報告書(社福施行規 則別記第7号様式。以下「実績報 告書」という。)
第23条第3項	世田谷区放課後児童クラブ施設創 設整備費補助金交付決定取消通知 書(第17号様式)	助成決定取消通知書(社福施行規 則別記第8号様式)

3 社会福祉法人社会福祉協議会を補助事業者とする場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条	世田谷区放課後児童クラブ施設創 設整備費補助金交付申請書(第2 号様式)	助成申請書(社協施行規則別記第 1号様式)
第9条第1項	世田谷区放課後児童クラブ施設創 設整備費補助金交付決定通知書 (第3号様式)	助成決定通知書(社協施行規則別 記第2号様式)

(案)

	世田谷区放課後児童クラブ施設創 設整備費補助金不交付決定通知書 (第4号様式)	助成申請却下通知書（社協施行規 則別記第3号様式）
--	---	------------------------------

- 4 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を補助事業者とする場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条	世田谷区放課後児童クラブ施設創 設整備費補助金交付申請書（第2 号様式）	補助金交付申請書（事業団施行規 則第1号様式）
第9条第1項	世田谷区放課後児童クラブ施設創 設整備費補助金交付決定通知書 (第3号様式)	補助金交付決定通知書（事業団施 行規則第3号様式）
	世田谷区放課後児童クラブ施設創 設整備費補助金不交付決定通知書 (第4号様式)	補助金交付申請却下通知書（事業 団施行規則第5号様式）
第23条第3項	世田谷区放課後児童クラブ施設創 設整備費補助金交付決定取消通知 書（第17号様式）	助成決定取消通知書兼補助金等返 還命令書（事業団施行規則第7号 様式）

附 則（令和7年〇月〇日7世児第 号）

この要綱は、令和7年〇月〇日から施行する。

別表

事業	要件	補助対象経費	補助基準額（年額）
1 創設及び改築	(1) 国要綱の第4条の 創設に規定する事業 (2) 都要綱別表1の第 4欄の施設整備の創設 及び改築に規定する事 業	都要綱別表1の施 設整備の創設及び改 築に規定する経費。	(1) 本体工事費 1 支援あたり 35,423,000円 (2) 賃借料加算 1 支援あたり 8,229,000円 (3) 特殊付帯工事費

(案)

			1 支援あたり 21,315,000円
2 福祉保健区市町村包括補助事業	子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱別表3の3に規定する事業	子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱別表3の3に該当する経費	施設の延床面積（施設の利用定員（協議書に記載している定員をいう。）に3.3㎡を乗じた面積を限度とする。）に1㎡当たり646,000円を乗じて得た額（10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）から本体工事費を引いた額に8分の7を乗じた額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額。
3 学童クラブ環境改善事業	(1) 放課後児童健全育成事業の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第8号）の別紙放課後児童健全育成事業実施要綱の別添2の3(2)に掲げる事業に限る。）に該当すること。 (2) 東京都学童クラブ事業実施要綱（平成27年7月27日27福保子家第358号）別添2に規定する事業（都要綱別添2の3(2)に掲げる事業に限る。）に該当すること。	東京都学童クラブ事業実施要綱（平成27年7月27日27福保子家第358号）別添2の3(2)に規定する経費	1 事業所当たり 1,000,000円
4 学校10番の設置事業	令和5年度における子供家庭支援区市町村包括補助事業 実施要綱3（2	令和5年度における子供家庭支援区市町村包括補助事業実施	1 事業者当たり 300,000円

(案)

	－ 2) の取扱い等について (通知) (令和 5 年 6 月 7 日 5 福保子計第 3 0 8 号) 2 (5) ア に規定する学校 1 1 0 番の設置に該当すること。	要綱 3 (2-2) の取扱い等について (通知) (令和 5 年 6 月 7 日 5 福保子計第 3 0 8 号) 4 (11) 学校 1 1 0 番の設置に規定する経費	
5 I C T 化推進事業	地域子ども・子育て支援事業における I C T 化推進事業 (令和 6 年度補正予算分) の実施について (こ成事第 7 7 3 号こ支虐第 4 5 7 号 6 文科初第 1 8 2 2 号令和 6 年 1 2 月 2 4 日) 4. (1) から (3) までに掲げる取組のいずれか又は複数に該当すること。	地域子ども・子育て支援事業における I C T 化推進事業 (令和 6 年度補正予算分) の実施について規定する 4. (1) から (3) までに掲げる取組のいずれか又は複数の経費	(1) 業務の I C T 化を行うためのシステムの導入及び研修のオンライン化 (学童クラブ事業) 1 支援の単位あたり 500, 000 円 ※連絡帳の電子化、オンライン会議及びオンラインを活用した相談支援に必要な I C T 機器の導入等の環境整備に係る経費並びに都道府県等が実施する研修をオンラインで受講するために必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。 (2) 通訳又は翻訳のための機器の導入 (学童クラブ事業) 1 支援の単位あたり 150, 000 円 ※外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用するための多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。
6 学童クラブにおけるデジタル化推進事業	学童クラブにおけるデジタル化推進事業実施要綱 (和 6 年 5 月 8 日 6 福祉子家第 102 号) 第 4 条 (6) に規定する国事業を活用	学童クラブにおけるデジタル化推進事業実施要綱に規定する経費	(1) 業務の I C T 化を行うためのシステムの導入及び研修のオンライン化に要する経費 1 支援単位当たり 500,000 円 (2) 通訳又は翻訳のための機器の導入に要する

(案)

	して補助金の交付を受けている（又は受ける見込みである）こと。		経費 1 支援単位当たり
--	--------------------------------	--	-----------------

備考

- 1 支援の単位とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第4項に規定する単位をいう。